



熊本県公報

第 1 1 8 4 8 号
平成 21 年 10 月 9 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○ 県有林素材生産事業による素材売払代金の収納の事務	(森林整備課)	1
○ 指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室)	1
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○ 保安林の指定	(森林保全課)	2
○ 保安林の指定	(〃)	2
○ 道路の区域変更	(道路保全課)	2
○ 道路の区域変更	(〃)	3
○ 道路の区域変更	(〃)	3
○ 道路の供用開始	(〃)	4
○ 文書管理システム及び職員認証基盤システム用サーバ等の 借入に係る一般競争入札の参加資格等	(情報企画課)	4
○ 指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室)	5
○ 保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例による ものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更	(社会福祉課)	6
○ 公益社団法人認定に伴う社名等の変更	(下水環境課)	7
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工政策課)	7
○ 熊本県情報ギガハイウェイ用幹線系通信回線サービスの調 達に係る落札者決定	(情報企画課)	7
○ 熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービスの調 達に係る落札者決定	(〃)	8
○ 熊本県情報ギガハイウェイ用インターネット通信回線サー ビスの調達に係る落札者決定	(〃)	9
○ 農地保有合理化事業規程の変更承認	(農村・担い手支援課)	9
○ 農地保有合理化事業規程の変更承認	(〃)	9
○ 文書管理システム及び職員認証基盤システム用サーバ等の 借入にかかる一般競争入札の実施	(情報企画課)	9
登 載 依 頼		
○ 直接請求の連署基準数	(選挙管理委員会)	13
○ 直接請求の連署基準数	(〃)	13

告 示

熊本県告示第 9 2 9 号

地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成 2 1 年 1 0 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
県有林素材生産事業による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市新屋敷一丁目 5 番 4 号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する日
平成 2 1 年 9 月 3 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 9 3 0 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 1 0 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス悠里 熊本市保田窪一丁目2番16号	株式会社ピースオブマイ ンド	平成21年10月1日

熊本県告示第931号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス悠里 熊本市保田窪一丁目2番16号	株式会社ピースオブマイ ンド	平成21年10月1日

熊本県告示第932号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字中名切273番、280番、283番、285番、290番1から290番3まで、313番、318番、318番2、320番、324番1、326番、270番1・292番・294番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中名切290番2、270番1・280番・283番・290番1・292番・294番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第933号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市松島町合津字瀬戸6895番3、6932番2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第934号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成21年10月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 0 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江丙字沢水 5 1 番 2 3 地先から 同所 5 1 番 2 8 地先まで	前	11.5 ～ 32.4	206.0	地基創 防災 (法面 保護工)
				4.5 ～ 9.5	137.0	
			後	16.5 ～ 41.2	206.0	
				18.5 ～ 27.6	137.0	
一般県道	長洲玉名線	玉名市岱明町野口字塚原 8 6 5 番 1 地先から 同市岱明町野口字堀ノ口 8 9 7 番 1 地先まで	前	7.0 ～ 10.0	377.0	道路法 第 2 4 条工事 (交差 点付け 替え)
				7.0 ～ 10.0	377.0	
			後	8.6 ～ 34.0	394.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 1 0 月 9 日

熊本県告示第 9 3 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 1 0 月 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 0 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町池永字柳迫 5 番 1 0 地先から 同市菊鹿町宮原字宮の前 2 6 5 番 1 地先まで	前	8.9 ～ 22.8	1,467. 0	地基創 交安 (改築 による 拡幅の ため)
				後	10.0 ～ 43.4	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 1 0 月 9 日

熊本県告示第 9 3 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 1 0 月 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 0 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字山鹿字竹ノ屋所 1358番1地先から	前	5.6 ～ 9.4	193.6	単道改 (改築 による 拡幅)
		同所 1356番1地先まで	後	7.4 ～ 16.0		

2 区域を変更する期日 平成21年10月9日

熊本県告示第937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年10月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市小坂字外田 1614番地先から 同所 1768番2地先まで	338.0	単道改 (バイ パス)

2 供用を開始する期日 平成21年10月9日

熊本県告示第938号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

文書管理システム及び職員認証基盤システム用サーバ等一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成21年10月23日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成23年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成23年1月4日から平成23年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第939号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

（特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
適合高齢者専用賃貸住宅 きらり舞原 下益城郡城南町大字舞原字三和原 1416番地1	医療法人杏和会	平成21年10月1日

熊本県告示第940号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字城山136番、142番、143番1、145番2、146番1、147番、148番1、148番2、149番、150番、153番、156番、字清瀧174番、175番1、177番1、181番、182番、183番1、192番1、194番1、196番、197番、198番1、198番2、199番、202番、204番、208番、215番1、215番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城山156番、字清瀧196番、199番、202番、174番・175番1・197番・198番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第941号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

久玉3地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	群 市	町 村	大 字	字	番 地
1	天草市	久玉町		吉辺川	1892
2	〃	〃		〃	〃
3	〃	〃		〃	1898
4	〃	〃		〃	〃
5	〃	〃		〃	〃
6	〃	〃		〃	〃
7	〃	〃		〃	〃
8	〃	〃		〃	〃

9	〃	〃		小 浦	1 8 9 8 地先 (市道)
1 0	〃	〃		〃	〃
1 1	〃	〃		〃	1 8 9 7 - 1 地先 (市道)
1 2	〃	〃		〃	1 8 9 6 - 1 地先 (市道)
1 3	〃	〃		吉辺川	1 8 9 5
1 4	〃	〃		〃	〃

熊本県告示第 9 4 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 0 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
坂崎皮ふ科	名 称		平成 2 0 年 5 月 2 日
	坂崎医院	坂崎皮ふ科	
いけざわこどもクリニック	所 在 地		平成 2 1 年 7 月 1 5 日
	合志市御代志 2 0 3 7 番地 3	合志市野々島 2 4 6 1 番地	

(歯科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ハハ歯科医院	名 称		平成 2 1 年 8 月 1 日
	はやし歯科医院	ハハ歯科医院	
伊藤歯科医院	所 在 地		平成 2 1 年 5 月 1 日
	合志市幾久富字建山 1 9 0 9 番地 1 2 0 6	合志市幾久富字建山 1 9 0 9 番 1 1 9 3、1 9 0 9 番 1 1 9 9	
	所 在 地		平成 2 1 年 5 月 1 日
合志市幾久富字建山 1 9 0 9 番 1 1 9 3、1 9 0 9 番 1 1 9 9	合志市幾久富字建山 1 9 0 9 番 1 1 9 3		

(薬局)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
一の宮薬局	名 称		平成 2 1 年 6 月 8 日
	有限会社 一の宮薬局	一の宮薬局	

熊本県告示第 9 4 3 号

昭和 6 1 年 4 月 1 日熊本県告示第 2 6 0 号の 2 1 (指定検査機関の指定) の一部を次のように改正し、平成 2 1 年 1 0 月 9 日から適用する。

平成 2 1 年 1 0 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「社団法人 熊本県浄化槽協会 熊本県熊本市大江三丁目六番八号 会長 紫垣勇蔵」を「公益社団法人 熊本県浄化槽協会 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間 2 2 7 番地 会長 横山英生」

8 6 に改める。

」

公 告

熊本県公告第 5 3 4 号

大規模小売店舗立地法 (平成 1 0 年法律第 9 1 号) 附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 0 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンター T A I Y O 本渡店
天草市丸尾町 8 0 番ほか
- 変更しようとする事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前 9 時 3 0 分 閉店時刻 午後 9 時
変更後 2 4 時間営業
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
変更後 駐車場 No. 1 2 4 時間
駐車場 No. 2 及び No. 3 午前 6 時から午後 1 0 時まで
- 変更する年月日
平成 2 1 年 8 月 2 9 日
- 届出年月日
平成 2 1 年 8 月 2 8 日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
平成 2 1 年 1 0 月 9 日から平成 2 2 年 2 月 9 日まで

熊本県公告第 5 3 5 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 3 7 2 号) 第 1 1 条及び熊本県物品又は特定役務の調達手続に関する規則 (平成 7 年熊本県規則第 5 1 条) の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 1 年 1 0 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称
熊本県情報ギガハイウェイ用幹線系通信回線サービス
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号

- 3 落札者を決定した日
平成21年9月11日
- 4 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市桜町3番1号
- 5 落札金額
6,709,500円(うち消費税及び地方消費税の額319,500円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成21年7月31日

熊本県公告第536号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51条)の規定により、次のとおり公告する。
平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称
 - ①熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(県庁NOCブロック)
 - ②熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(宇城APブロック)
 - ③熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(玉名APブロック)
 - ④熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(鹿本APブロック)
 - ⑤熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(阿蘇APブロック)
 - ⑥熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(八代APブロック)
 - ⑦熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(芦北APブロック)
 - ⑧熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(球磨APブロック)
 - ⑨熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(天草APブロック)
 - ⑩熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(県外ブロック)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年9月11日
- 4 落札者の名称及び所在地並びに落札金額
 - (1) 熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(県庁NOCブロック)
予定価格に達しなかったため落札者無し
 - (2) 熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(宇城APブロック)
九州通信ネットワーク株式会社
福岡市中央区天神一丁目12番20号
467,775円(うち消費税及び地方消費税の額22,275円)
 - (3) 熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(玉名APブロック)
九州通信ネットワーク株式会社
福岡市中央区天神一丁目12番20号
169,050円(うち消費税及び地方消費税の額8,050円)
 - (4) 熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(鹿本APブロック)
九州通信ネットワーク株式会社
福岡市中央区天神一丁目12番20号
591,150円(うち消費税及び地方消費税の額28,150円)
 - (5) 熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(阿蘇APブロック)
応札者がいないため落札者無し
 - (6) 熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(八代APブロック)
九州通信ネットワーク株式会社
福岡市中央区天神一丁目12番20号
322,875円(うち消費税及び地方消費税の額15,375円)
 - (7) 熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(芦北APブロック)
九州通信ネットワーク株式会社
福岡市中央区天神一丁目12番20号
217,350円(うち消費税及び地方消費税の額10,350円)
 - (8) 熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(球磨APブロック)
九州通信ネットワーク株式会社
福岡市中央区天神一丁目12番20号
347,025円(うち消費税及び地方消費税の額16,525円)
 - (9) 熊本県情報ギガハイウエイ用支線系通信回線サービス(天草APブロック)
九州通信ネットワーク株式会社
福岡市中央区天神一丁目12番20号

- 491,925円(うち消費税及び地方消費税の額23,425円)
(10) 熊本県情報ギガハイウェイ支線系通信回線サービス(県外ブロック)
ソフトバンクテレコム株式会社広域営業本部九州営業統括部データ九州営業部
福岡市博多区博多駅東二丁目6番1号
176,400円(うち消費税及び地方消費税の額8,400円)
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 入札公告日
平成21年7月31日

熊本県公告第537号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51条)の規定により、次のとおり公告する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称
熊本県情報ギガハイウェイ用インターネット通信回線サービス
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年9月11日
- 4 落札者の名称及び所在地
ソフトバンクテレコム株式会社広域営業本部九州営業統括部データ九州営業部
福岡市博多区博多駅東二丁目6番1号
- 5 落札金額
257,250円(うち消費税及び地方消費税の額12,250円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成21年7月31日

熊本県公告第538号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農地保有合理化法人の名称 鹿本農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 鹿本農業協同組合農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容
「農地保有合理化事業規程例」(「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」(平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官依命通知)別添2)に即した事業規程の一部改正

熊本県公告第539号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農地保有合理化法人の名称 あしきた農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 あしきた農業協同組合農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容
「農地保有合理化事業規程例」(「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」(平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官依命通知)別添2)に即した事業規程の一部改正

熊本県公告第540号

次のとおり一般競争入札に付する。なお本公告は、入札説明書を兼ねる。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
文書管理システム及び職員認証基盤システム用サーバ等一式
- (2) 借入物品の規格、品質等
要求仕様書のとおり。
- (3) 借入期間
平成 22 年 3 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日まで
- (4) 納期限
平成 22 年 1 月 31 日
- (5) 納入場所
要求仕様書のとおり。
- (6) 入札金額
入札金額は、1 か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては 5 4 月賃貸借料率で計算すること。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者その、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額により入札すること。
- (7) 最低制限価格等の設定
本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
- (8) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者による電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に 3 に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA 機器類）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成 21 年 10 月 23 日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たす調達ができること。

3 入札参加のための確認申請

本競争入札に参加を希望する者は、2 の (2) から (5) までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、提出期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていない

と認められた者は、本競争入札に参加することができない。

- (1) 提出方法及び提出場所
 - ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
 - イ 紙入札方式による入札(書面による入札をいう。以下同じ。)参加の場合
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

- (2) 提出期限
平成21年11月4日(水)の午後5時までに提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加の場合は、当該期限の日までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

- (3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課業務システム改革支援班(県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2145
ファックス番号 096-381-8211

- (2) 要求仕様書等
 - ア 閲覧(交付)の期間
公告の日から平成21年11月18日(水)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

- イ 閲覧(交付)の場所
電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

- ア 電子入札システムによる入札
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた時から平成21年11月18日(水)午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札
(ア)日時 平成21年11月19日(木)午後1時30分
(イ)場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地域振興部情報企画課(県庁行政棟新館9階)

- (4) 開札の日時及び場所
4の(3)のイに同じ。

- (5) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた時から平成21年11月19日(木)午後2時30分までに電子入札システムにより入札すること。

5 入札方法等

- (1) 入札方法
 - ア 電子入札システムによる入札の場合
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。

ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。

- イ 紙入札方式による入札の場合
「入札書」を作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成21年11月18日(水)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。

(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。

(2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加し

た者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (3) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものとなる。落札者とする。
なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ オ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札

ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札

ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者の

ICカードを使用して提出された入札

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると

入札執行者が認めたる場合の入札

サ 明らかに連合によると認められる入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (8) その他
要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Name and quantity of commodity

- (2) A s e t o f C o m p u t e r S y s t e m S e r v e r f o r
D o c u m e n t M a n a g e m e n t S y s t e m a n d
S t a f f A u t h e n t i c a t i o n S y s t e m
- (3) P l a c e t o s u p p l y c o m m o d i t y s h o w n i n
t h e r e q u i r e m e n t s s p e c i f i c a t i o n
D a t e a n d p l a c e t o s u b m i t b i d d i n g
p r o p o s a l
N o v e m b e r 1 9 t h 2 0 0 9 1 : 3 0 p . m .
P l a c e t o s u b m i t b i d d i n g p r o p o s a l
P r e f e c t u r a l G o v e r n m e n t o f f i c e o f
K u m a m o t o
- (4) D e a d l i n e t o s u b m i t b i d d i n g p r o p o s a l
b y m a i l
N o v e m b e r 1 8 t h 2 0 0 9
- (5) L a n g u a g e a n d c u r r e n c y t o b e u s e d
f o r b i d d i n g
- (6) J a p a n e s e l a n g u a g e a n d c u r r e n c y o n l y
N a m e o f t h e d i v i s i o n i n c h a r g e o f
t h i s b i d d i n g c o n t r a c t
I n f o r m a t i o n P l a n n i n g D i v i s i o n ,
D e p a r t m e n t o f R e g i o n a l P r o m o t i o n
P r e f e c t u r a l G o v e r n m e n t o f f i c e o f
K u m a m o t o
6 - 1 8 - 1 S u i z e n j i , K u m a m o t o C i t y ,
K u m a m o t o P r e f e c t u r e , 8 6 2 - 8 5 7 0 J a p a n
P h o n e : 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 4 5

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成21年10月9日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

その総数の50分の1 29,856
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 315,466

熊本県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年10月9日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

選挙区名	
熊本市選挙区	155,362
八代市・八代郡選挙区	40,651
人吉市選挙区	9,811
荒尾市選挙区	15,573
水俣市選挙区	7,765
玉名市選挙区	19,295
天草市・天草郡選挙区	28,336
山鹿市選挙区	15,908
菊池市選挙区	14,095
宇土市選挙区	10,255
上天草市選挙区	9,028
宇城市選挙区	17,281
阿蘇市選挙区	8,090
合志市選挙区	14,272

下益城郡選挙区	1 1, 1 7 9
玉名郡選挙区	1 2, 6 7 5
鹿本郡選挙区	8, 3 3 4
菊池郡選挙区	1 7, 2 7 5
阿蘇郡選挙区	1 1, 3 8 0
上益城郡選挙区	2 4, 8 7 3
葦北郡選挙区	7, 2 5 5
球磨郡選挙区	1 6, 8 8 5